

協議第 2 1 号

国民健康保険事業の取扱いについて（その2）

国民健康保険事業の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 7 月 3 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

国民健康保険事業の取扱いについて

- 1 療養給付支払等基金の取扱いについては、合併特例区設置期間に、ふるさと総合健診、腹部超音波検診等の保健事業の経費に充てるものとする。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

## 合併協議項目事業一覧 (国民健康保険事業)

協議番号	枝番号	協 議 項 目	部会名	提案	承認／継続	備考
21		国民健康保険事業の取扱い				
	1	国保料(税)率等	健康福祉部会	第4回		
	2	国保健康づくり事業	健康福祉部会	第4回		
	3	療養給付支払等基金	健康福祉部会	第5回		富合町のみ

協議項目	21 国民健康保険事業の取扱い	小項目名	3 療養給付支払等基金
調整方針	合併特例区設置期間にふるさと総合健診、腹部超音波検診等の保健事業の経費に充てるものとする		

調査	現 況		調整の具体的内容
市町名	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	該当なし	基金保有高（17年度末） 74,446,181 円 1人当たり基金保有高（17年度末） 19,815 円	合併特例区設置期間にふるさと総合健診、腹部超音波検診等の保健事業の経費に充てるものとする。